

# 伊方訴訟ニュース

第59号

1978年7月20日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル  
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

## 第1回公判期日決定

控訴審10月27日, 2号炉訴訟9月11日

柏木判決に対する控訴状は、さる4月30日、高松高裁に提出されたが、高松高裁では第4民事部が引受け、小西秀高裁判官を長とし、古市、上野両裁判官を陪席とした三名が担当することになった。

7月5日に行われた、裁判所、原、被告三者の協議の結果、10月27日午前10時30分より第1回口頭弁論が開かれることになった。それに先立って、原告住民側から控訴の理由を明らかにした準備書面が提出されるが、それに対する被告国側の答弁の準備書面は、第1回公判以後になるものと予想されている。

松山地裁での審理と違って、被告国側を全面的に支持した柏木判決という形で裁判所の見解が表明されており、しかもそれをめぐって、司法界でも広範囲に議論が行われているため、高松高裁も緊張を高めていることが予想される。それだけに、目下、弁護団を中心に作成作業が進められている準備書面の内容は、こんごの審理を方向づけるものとして注目されている。

一方、原告団自らが作成した2号炉設置許可取消請求の訴状は、さる6月9日、松山地裁に提出され、民事第2部(1号炉は第1部)の、渡辺貢裁判官を長とした三名の裁判官が

審理を担当することになった。

第一回公判期日については、原告住民側には何の通知もないうちに、一部の新聞で、9月11日に決定したと報ぜられ、不審に思った原告らの問合せに対して、裁判所もそれを認めるといった有様である。その後、原告団の連絡役の矢野浜吉さんに電話で期日を通知してきただけで、他の34名の原告らには何の音沙汰もないとのこと。生活に追われている原告らの都合も聞かずに、一方的に公判日を通知してくる裁判所のやり方に、原告らは対策を相談しているが、代理人を依頼せず、原告ひとりひとりが審理に参加するという方法をとった2号炉訴訟への試練が、すでに始まっているといえるだろう。

なお、原告らが裁判所の書記官に対し、「自分たち住民が検討するのだから、訴状に対する被告国側の答弁書を、なるべく早く提出するよう国側に催促してほしい」と要望したところ、書記官は、「原子炉規制法などの改正があり、発電炉の担当責任が科学技術庁から通産省に移ったため、どこが訴訟を引受けるかについてまだ決っていないようだ」と答えたとのことである。

## 反原子力東京連絡会議主催

### 6.17 伊方 裁判 報告 会

東京で反原発運動を進めている団体や個人の方々が、さる6月17日、水道橋にある全通会館で、「私たちの暮らしと原発」と題した伊方裁判報告会を開きました。

「支援する会」から久米が招かれて出席し、裁判に至る現地の情況、公判廷内外における闘いの経過、柏木判決の住民敵視の論理とその矛盾などについて報告しました。そして、全国さらには海外の反原発運動と連帯しつつ、裁判闘争が進められたことを強調し、東京の人たちが、これからも、柏木判決の論理を打ち崩す運動を強め、さらには、国内外の反原発運動の成果を資料化することなどを通して、上告審や2号炉裁判を支援してほしいと訴えました。

報告のあと、反原子力東京連絡会議に参加しているいくつかの運動体から、伊方に連帯して闘う決意の表明がありました。そして、高松高裁に送る下記の「意見書」への署名運動に取り組むことが決議されました。また、参加者からのカンパ21,200円が、裁判闘争資金にと、「支援する会」に贈られました。

なお、当日の集會に参加された「訴訟ニュース」の一読者から、つぎのお便りが「支援する会」あて寄せられてきています。(Q)

「柏木判決の矛盾と、その住民無視の姿をいよいよはつきりと知らされ、あらたな怒りでいっぱいです。人間としてのくらしをとりもどすためにたかい続けねばと思います。」

(藤沢市 宮島郁子)

#### 意見書

伊方住民によって松山地裁に提訴されてい

た、原子炉設置取り消しを求めた行政訴訟の成り行きは全国の民衆の注目するところでありました。その判決を不服として原告側より高松高裁に控訴されている裁判の審理には、さらに深い関心が寄せられています。

原発から放出される放射能の害は周辺住民ばかりでなく、全ての人々に及ぶからであり、周辺住民や原発施設で働く人々をより深刻な危険にさらし、基本的な産業である農・漁業をつぶし、環境汚染を進行させ、大量に電気を使う(使わせる)産業構造、生活のあり方を今こそ問い直すべきだと思うからです。

私たちは、伊方の人たちと同様に4月25日に松山地裁・柏木裁判長より出された判決を不服に思っています。「いわゆるしきい値の存在は不明であるが、電力の供給等公共の必要がある場合には一定の許容量を定めることは違法ではない」とその判決理由のひとつに述べられていることから判断されるように、国・電力資本が掲げている「エネルギー危機を救うためには原子力発電が必要」との前提に拘束され、人々のいのちとくらしを守る視点が欠落しています。

裁判の中で原告側から、ECCS(緊急炉心冷却装置)が実際に役立つかわからない、伊方原発の目の海底に大断層があると最大事故を招く恐れのある問題点を指摘されているにも拘わらず、安全審査については国の判断を相当としていることにも納得がきません。国の安全審査がいかにもずさんであったかは法廷でのやりとりで露わにされています。

その判決は伊方原子力発電所に関するものではありませんが、それをお墨付きにして全国各地で原子力発電所の建設は推進され、私たちひとり一人は危険性と共に建設に要する巨額の費用の負担を強いられるでしょう。

私たちは、高松高裁における原発裁判に対して、先の松山地裁の轍を踏むことなく、国の政策にとらわれない、人々のいのちとくらしの重さを根底に据えた視点で充分かつ公正な審理がなされるよう強く求めるものです。

## 松 山 地 裁

### 住民の訴えをすべて切り捨て

矛盾に充ちた柏木判決によって、国と四国電力を支持する姿勢を鮮明にした松山地裁は、その機を待っていたかのように、原発に関連して審理中であった他の三つの裁判に対して、矢つぎ早に、住民の訴えをことごとく退ける判決を下した。

#### 立木収去土地引渡請求事件

担当裁判官：柏木賢吉（長）、金子与、岡部信也（行政訴訟と同じ顔ぶれ）

判決日：5月30日

この裁判は「土地裁判」（第二次）と呼ばれていたもので、四国電力にだまされた不法な売買契約であるとして、土地の引渡しを拒否していた地主たちを、四国電力が訴えていた裁判である。

判決は、被告となっていた二名の地主、大沢喜八郎さんと井田与之平さんの言分をすべて却下し、四国電力との契約は有効であるとして、土地と立木を引渡すように命じた。実際には、すでに昭和51年4月10日に、松山地裁は「断行仮処分」という強行手段によって、土地と立木を四国電力に引渡していたのである。この判決は、その処分を確定的にしたものに過ぎないが、判決文中の伊方原発の危険性を否定しているくだりは、「柏木判

決」の本領を更に明確にしたものであるので、以下に原文のまま引用しておこう。

「原子力基本法、原子力委員会設置法、原子炉等規制法、電気事業法は、原子力発電所が危険性を内包する施設であることに鑑み、法定の手続によりその安全確保が図られているとの確認を得た場合に限りその設置を許可することとし、更に、右各法律等により原子力発電所の建設、運転について厳重に規制し、その規定する認可や検査を経た場合には、当該原子力発電所は安全性が維持できるものとして、その運転を許しているものと解される。ところで、伊方原子力発電所がこれらの法律の定める規制に従って設置、運転されるものであることは被告の明らかに争わないところである。してみると、伊方原子力発電所の設置、運転は法律の許容するところであるといわなければならない。のみならず、いずれも成立に争いのない甲第102ないし第108号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認める同第109、110号証によれば、蒸気発生器細管事故等、過去に発生した原子力発電所の各種の事故については、その原因の究明がなされ、相応の対策がとられるようになっていること、原子力発電所の平常運転時に

において放出される放射性物質による被ばく線量は、自然放射線の地域差よりも少なく、人類へ障害を与えることはないとする学説も有力に主張されていること、応力腐食割れは原子力発電所に特有な現象ではなく、かつ、原子力発電所においてはその対策も講じられていること、使用済燃料の再処理や放射性廃棄物の処分の問題は国として検討していること、使用済燃料の輸送容器については、輸送に伴う危険を考慮して特別な考案が施されたものが使用されること、ECCSの性能について、実験結果や経験及び理論的な推論によって有効であると判断している学者も多数いること、現在の原子力発電所は事故防止対策が十分施されていて、炉心溶融事故は発生し得ないとする学者も多数いること、商業用原子力発電所が運転をはじめて20年になるが、周辺公衆に被害を及ぼした事故はまだ一度も発生していないこと、なお、本件原子力発電所は相応な耐震設計がなされていること、温排水対策として、伊方原子力発電所ではその放水口前面に透過堤を設け、その内側に放水池を作り、温排水を一たんこの池に放出し、取水口から導水した海水と混合させて水温を下げ、透過堤底部に設けられた円形放水孔から海水中に放射状に放流することとしているので、海表面における水温差は最大で2度Cであり、それも放流水浮上点（透過堤の沖合50ないし60メートル）付近で現われるだけであること、右放流水により船の航行に支障を生ずることはないこと、更に、温排水が影響を及ぼすとみられる海域部分については、原告と関係漁業協同組合との間で漁業権の放棄及び損失補償の契約が締結されていることがいずれも認められるから、これら事実

らすと、前掲事実があるからといって、伊方原子力発電所が危険なものであるとは断然し難いところである。」

#### 用途廃止処分無効確認等請求事件

担当裁判官：「土地裁判」と同じく、行政訴訟と同じ顔ぶれ

判決日：5月30日

この裁判は「里道裁判」と呼ばれていたもので、原発敷地内の里道（明治になって国有地となったが、それ以前から住民が農耕用などに使ってきた道）を四国電力が不法に占拠していたことを住民に指摘されたため、県や国があわてて四国電力に払下げた処分の無効を、住民が申立てていた。

判決は、県や国の、いわゆる「反射的利益論」を支持し、歴史的な住民の入会権的通行権は法律上の利益として認められないとし、訴えの却下、つまり“門前払い”を言渡したのである。しかし判決も、長年にわたって確立されてきた住民の権利をむげに否定できないため、一応つぎのような留保条件をつけている。

「もっとも、特定人の公共用物の利用が、特定の権利又は法律上の利益に基づくものであることを認めるべき特別な事情のある場合は、右と別異に解することも許されるものと考えられる」と。

そして原告になっている10人の住民のそれぞれについて“事情”を検討し、上記の“事情”に該当しないとして却下した。たとえば、原告の一人広野房一さんについては、「土地を所有していて、そこに植栽しているみかん等の栽培のために本件里道の一部を利用して年間5、6回位水運びをしていたこと、本件里道は、古くから右地区住民らにおいて

補修、改良等の作業がなされていたことが認められる」と判断しながら、「これらの事実をもってしてはまだ前記特別な事情があると認めることはできない」と、突放してしまっているのである。

### 第三者異議請求事件

担当裁判官：岩谷憲一（2号炉訴訟の陪席裁判官）

判決日：6月27日

この裁判は「立木裁判」と呼ばれてきたもので、前記「断行仮処分」によって、大沢さんと井田さんの土地の立木も切り倒されてしまったが、それらの立木を譲り受けていた、広野房一さんと西園寺秋重さんとが、その処分の不当性を訴え出していた裁判である。

判決は、立木の売買契約書が存在している事実を認めながら、井田さんと西園寺さんとの間の契約については、売買金額が未確定であったという理由で、法律的には契約は成立していないとして、訴えを却下した。また、大沢さんと広野さんとの間の契約については、形式的にも完全に契約条件が整っていたため

に、いくつかの“認定事実”に基いて、四国電力の言分を受入れたつぎの理由で、同じく、その訴えを却下してしまったのである。

「大沢と原告広野との本件立木の売買契約は、被告（四国電力）の伊方原子力発電所建設を阻止するため、真実売買の意思はないのに、相図って売買契約を仮装したものであることが推認でき、したがって、右売買契約は無効であるといわなければならない」と。

こうした一連の一方的な判決言渡しと期を一にして、松山地裁の警備が目立って強化されている。2号炉訴状を裁判所に提出した際も、マスコミ関係者を一切裁判所内に立入れさせないという異例の措置がとられたし、上記判決公判に出席した少数の原告ら住民に対して、多数の裁判所職員が物々しく警備に当たった有様である。岡原最高裁長官の“激励”を受けて、ますますハッスルしているであろう柏木裁判所長の指揮下にある松山地裁に対し、2号炉の設置許可取消を訴え出た住民らの前途は、きわめて厳しいと予想される。

## 伊方原発安全宣伝誌配布に対し 地元住民らが激しく抗議

6月はじめごろまでに、保内町、伊方町、瀬戸町の全戸に、愛媛県製作の「伊方原子力発電所とその概要」と題したパンフレット（カラー刷り、A4版32ページ）が配布された。県の安全宣伝誌としては、昨年の「原子力発電所とその環境」について二番目であるが、今回は、柏木判決が出されたことを意識してか、一方的な宣伝ぶりが目立っている。たとえば、「放射線は5ミリレム以下で、人体に影響を与えることはないといわれている」

とか、「大きな地震があっても放射能汚染を起こすことはない」など、思い切った表現が随所に見られる。

このパンフレットは、八幡浜市と西宇和郡を中心に県下の市町村に配布するため、3万部つくられたというが、もちろん県費でまかなわれている。全戸配布にもかかわらず、保内町の反対派住民などには、はじめ配布されていなかったという。

ところが八幡浜市では、昨年配布の際、論

議を呼んだため、県は、市内の高校と中学の生徒を通じて配布することを考えた。県立八幡浜高校でも全校生徒に手渡されたことを、父兄たちからの通報で知った反対派住民たちは、常日頃、「教育の場は中立」と声高に言っている県が、自らその戒めを破ったとして強く反撥した。

6月20日、伊方原発反対八西連絡協議会の矢野浜吉事務局長ら地元住民14人は、八幡浜高校に出かけ、梶野校長から配布の事実を確かめ、つぎのように抗議した。「一方的な宣伝パンフレットを回収せよ。もし回収できなければ、住民側のパンフレットも配布せよ。また、原発問題の学習を深めるために、職員、生徒を対象にした原発討論会を開け」と。

6月22日に再び会って回答したいとの梶野校長の約束を信じて、再度訪れた地元住民らに対し、校長は一方的に約束を破り、会見場所を八幡浜県事務所に変更すると通告。怒った住民らは、「校長を呼んでこい」と学校側と夕刻まで押問答を続けたが、結局、校長との会見は流されてしまった。この間、ハンドマイクを使って住民らが生徒に呼びかけ、これに対して学校側が、授業妨害だから警察を呼ぶと迫る光景も見られたという。

6月30日には、地元住民ら9人が、八幡浜市教育委員会を訪れ、水沼教育長に抗議した。「県のいうがまま、原発宣伝誌を生徒たちに配ったのは、教育の中立性をそこない、教育者が原発問題について一方的な立場を、自から受入れたことになる」との住民の抗議に対し、水沼教育長は、「県の公害課から各学校に送ったので知らなかった。パンフの内容の正否は私には判断できないので、回収せ

よとも、もっとまけとも云えない」などと、無責任な答弁をくり返すばかりだったという。住民らは、「教育委員会が姿勢を正さない限り、私たちも現場（学校）に直接出向いて抗議するしか方法がない」と申し渡して、会見は物分れとなった。

さらに住民らは、7月6日、県庁に行き、県の教育委員会と公害課などに抗議しようとしたが、責任者は不在と云って逃亡する無責任ぶりであった。この問題の波紋は、さらに広がるものと予想されている。(Q)

## 会計報告('78.6/16~7/11)

### 収入

会費	120,000
ニュース購読料	76,350
カンパ	72,120
資料売上金	40,000
計	308,470

### 支出

ニュース代金	39,000
郵送料	10,330
為替手数料	1,735
「理由書」印刷費内払	100,000
高松高裁出向援助費	30,120
(交通費)	18,120
(行動費)	12,000
会場費	18,000
コピー代	50,120
資料費	4,310
事務用品費	2,400
計	256,015

差引 52,455

(借入金返済に充当)

借入金合計 99,569.9